

金沢市若手パラアスリート支援事業補助金交付要綱

(令和4年6月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに日本代表や強化指定選手を目指す若手パラアスリートを支援するため、競技活動に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市長が適当と認める団体の推薦があった者（以下「補助対象者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、その者に対する同一の競技についての補助金の交付は3年を限度とする。

- (1) 市内に居住し、おおむね40歳以下の者
- (2) 選手として、中央競技団体等が主催する全国的な大会、強化練習会等に参加する意思のある者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 日本代表として選抜されている者
 - イ 中央競技団体等において強化指定を受けている者
 - ウ 民間企業等とスポンサー契約を締結している者
- (4) 市税の滞納をしていない者

(補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、当該補助金の交付の決定の日（以下「交付決定日」という。）から当該年度の3月31日までとする。ただし、交付決定日以後に補助対象者が前条第3号アからウまでのいずれかに該当する事由が生じた場合は、その事由が生じた日の前日までを補助対象期間とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、競技活動に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた経費については、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 大会、合宿又は練習へ参加するための旅費、宿泊費及び参加費（介助者に係る経費を含む。）
- (2) 競技活動に関する用具購入費
- (3) 大会会場への用具運搬費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、150,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体からの推薦書

(2) 誓約書

(3) 活動計画書

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。